

不利益処分の処分基準

処 分 名		学校施設の返還又は移転命令		
根拠法令及び条項		学校施設の確保に関する政令(昭和 24 年政令第 34 号)第 4 条		
所 管 部 課 名		教育委員会事務局 教育総務課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	学校施設の確保に関する政令第 5 条、第 15 条		
	基 準	学校教育上支障があるか否かは、個別具体的に判断するものとする。 (返還命令) 政令第 4 条 管理者は、学校教育上支障があると認めるときは、学校施設の占有者に対してその学校施設の全部又は一部の返還を命ずることができる。但し、前条第 1 項第 1 号に該当する場合及び他の学校が学校教育の目的に使用する場合は、この限りでない。 (適用除外) 政令第 5 条 前 2 条の規定は、当該学校施設が学校施設となる前から引き続き権原に基いて使用又は占有する者については、適用しない。 (移転命令) 政令第 15 条 管理者は、返還の目的である学校施設にある工作物その他の物件の所有者に、その物件の移転を命ずることができる。但し、所有者に移転を命ずることができないとき、又は著しく困難であるときは、その占有者に移転を命ずることができる。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
	備 考			